

令和7年第3回東広島市議会定例会

# 報 告 事 項

令和7年9月



## 報告第18号

### 専決処分の報告について

東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び東広島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

東広島市長      高      垣      廣      徳

(報告理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）の一部改正に伴い、条例において引用している同令の条項の整理を行うため、東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び東広島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第１８０条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

## 専 決 処 分 書

東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び東広島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和７年８月４日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び東広島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

- (1) 東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 4 年東広島市条例第 3 7 号）第 3 1 条第 1 項
- (2) 東広島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 5 年東広島市条例第 5 号）第 4 条第 6 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

